

文京区営住宅条例の一部を改正する条例

1 改正のあらまし

- (1) 使用者の資格について、同居親族の見直しを行う。
- (2) 入居収入基準における特例の対象となる子育て世帯について、要件を緩和する。
- (3) その他、規定の整備を行う。

2 新旧対照表

文京区営住宅条例（平成九年条例第二十五号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>第一条から第四条まで （略）</p> <p>（使用者の資格）</p> <p>第五条 区営住宅を使用することができる者（第五号に掲げる場合にあつては、現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、<u>婚姻の予約者及び事実上親族と同様の事情にある者として規則で定める者を含む。以下同じ。）を含む。）は、申込みをした日において、次に掲げる要件を具備している者でなければならない。</u></p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 収入が、次のア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれ当該ア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア 特に居住の安定を図る必要があるものとして次項で定める場合 二十一万四千元</p> <p>イ・ウ （略）</p> <p>五 （略）</p> <p>2 前項第四号アに掲げる場合は、使用者又は同居者が次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>一～六 （略）</p>	<p>第一条から第四条まで （略）</p> <p>（使用者の資格）</p> <p>第五条 区営住宅を使用することができる者（第五号に掲げる場合にあつては、現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、<u>その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）を含む。）は、申込みをした日において、次に掲げる要件を具備している者でなければならない。</u></p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 収入が、次のア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれ当該ア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア 特に居住の安定を図る必要があるものとして次項で定める場合 二十一万四千元</p> <p>イ・ウ （略）</p> <p>五 （略）</p> <p>2 前項第四号アに掲げる場合は、使用者又は同居者が次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>一～六 （略）</p>

七 同居者に十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者がある場合

3 (略)

第六条 (略)

(使用予定者の決定等)

第七条 区長は、区営住宅の使用申込者の数が使用を許可すべき区営住宅の戸数を超える場合においては、次の各号のいずれかに該当する者のうちから公開の抽選により使用予定者を決定する。

一～四 (略)

五 収入に比べて著しく過重な家賃の支払をしなければならない者

六 (略)

2～4 (略)

第八条から第九条まで (略)

(使用料の決定)

第十条 区営住宅の使用料は、毎年度、第二十五条の規定により認定された収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃（毎年度、令第三条及び令第十六条第一項に規定する方法により算出した額をいう。以下同じ。）以下で令第二条及び令第十六条第一項に規定する方法により算出した額とする。ただし、第二十四条の規定による使用者からの収入に関する申告がない場合において、法第三十四条の規定による請求を行ったにもかかわらず使用者がその請求に応じないときは、当該区営住宅の使用料は近傍同種の住宅の家賃とする。

2 (略)

第十一条から第十二条まで (略)

(建替事業等に係る使用料の特例)

七 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

3 (略)

第六条 (略)

(使用予定者の決定等)

第七条 区長は、区営住宅の使用申込者の数が使用を許可すべき区営住宅の戸数を超える場合においては、次の各号のいずれかに該当する者のうちから公開の抽選により使用予定者を決定する。

一～四 (略)

五 収入に比べて著しく過重な家賃の払いをしなければならない者

六 (略)

2～4 (略)

第八条から第九条まで (略)

(使用料の決定)

第十条 区営住宅の使用料は、毎年度、第二十五条の規定により認定された収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃（毎年度、令第三条及び令第十五条第一項に規定する方法により算出した額をいう。以下同じ。）以下で令第二条及び令第十五条第一項に規定する方法により算出した額とする。ただし、第二十四条の規定による使用者からの収入に関する申告がない場合において、法第三十四条の規定による請求を行ったにもかかわらず使用者がその請求に応じないときは、当該区営住宅の使用料は近傍同種の住宅の家賃とする。

2 (略)

第十一条から第十二条まで (略)

(建替事業等に係る使用料の特例)

第十三条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、新たに使用を許可された区営住宅の使用料が従前の区営住宅の最終の使用料を超えることとなり、かつ、当該使用者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第十条第一項の規定にかかわらず、令第十二条及び令第十六条第二項に規定するところにより、当該使用者の使用料を減額するものとする。

一～三 (略)

第十四条から第十六条まで (略)

(同居の許可)

第十七条 使用者は、入居の際の同居者以外の者を新たに同居させようとするときは、省令第十一条に規定するところによるほか、規則で定めるところにより、区長の許可を受けなければならない。

2 (略)

(使用の承継)

第十八条 使用者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該使用者と同居していた者が引き続き居住することを希望するときは、省令第十二条に規定するところによるほか、規則で定めるところにより、区長の許可を受けなければならない。

2 (略)

第十九条から第二十六条まで (略)

(収入超過者の使用料)

第二十七条 (略)

2 前項の使用料は、毎年度、第二十五条の規定により認定された収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第八条第二項及び令第十六条第一項に規定する方法により算出する。

第十三条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、新たに使用を許可された区営住宅の使用料が従前の区営住宅の最終の使用料を超えることとなり、かつ、当該使用者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第十条第一項の規定にかかわらず、令第十一条及び令第十五条第二項に規定するところにより、当該使用者の使用料を減額するものとする。

一～三 (略)

第十四条から第十六条まで (略)

(同居の許可)

第十七条 使用者は、入居の際の同居者以外の者を新たに同居させようとするときは、省令第十条に規定するところによるほか、規則で定めるところにより、区長の許可を受けなければならない。

2 (略)

(使用の承継)

第十八条 使用者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該使用者と同居していた者が引き続き居住することを希望するときは、省令第十一条に規定するところによるほか、規則で定めるところにより、区長の許可を受けなければならない。

2 (略)

第十九条から第二十六条まで (略)

(収入超過者の使用料)

第二十七条 (略)

2 前項の使用料は、毎年度、第二十五条の規定により認定された収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第八条第二項及び令第十五条第一項に規定する方法により算出する。

3 (略)

以下 (略)

付 則

この条例は、平成三十年八月一日から施行する。

3 (略)

以下 (略)